

目黒区長 宛て

申請者 住所

(自書) ふりがな
氏名

電話 ()

代理人 住所

ふりがな
氏名

電話 ()

担当者名

Mail:

狭あい道路拡幅整備協議書

目黒区狭あい道路の拡幅整備に関する条例に基づき、次のとおり協議します。

1 敷地 所在地 (後退用地含む)	住居表示	目黒区 丁目 番 号
	登記地番	目黒区 丁目 番
2 敷地所有者	<input type="checkbox"/> (1)申請者 <input type="checkbox"/> (2)申請者以外 (2)の場合は裏面下欄に自書で記入	
3 道路区分	道の区分	<input type="checkbox"/> 特別区道 <input type="checkbox"/> 区有通路 <input type="checkbox"/> その他の区管理道路 <input type="checkbox"/> 私道 <input type="checkbox"/> その他 ()
	建築基準法上の区分	<input type="checkbox"/> 第42条第2項 <input type="checkbox"/> その他 ()
4 土地の 境界	公道の境界	<input type="checkbox"/> 確定済 <input type="checkbox"/> 未確定
	民民の境界*	<input type="checkbox"/> 確定済 <input type="checkbox"/> 未確定 *後退用地等に接した民有地と民有地との土地の境界
5 都安全条例の隅切り用地	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (箇所) ※公道と公道が交わる角敷地の隅切りの場合のみ以下記入 ※⇒ 隅切り用地は、敷地面積に <input type="checkbox"/> 算入する <input type="checkbox"/> 算入しない	
6 建築工事予定期間	着手 令和 年 月 日 : 完了 令和 年 月 日	

注意

- 内容を記入又は該当する項目の□にチェックを付けてください。
- 委任状・案内図・配置図(現況道路の区分と幅員・後退幅員・面積等記入)・公図(コピー可)を添付し、正本1部と副本2部(正本のコピー)、計3部ご提出ください。
また、現況写真を1部正本に添付し、自主整備の場合は、自主整備計画書を正本1部と副本2部添付してください。
- 土地の登記事項証明書・地積測量図等をお持ちの場合は、参考までに1部(コピー可)提出してください。
- 協議内容に変更が生じた場合は、協議事項変更協議書を提出してください。
- 申請書欄及び裏面土地所有者等関係権利者欄は「自書」でお願いします。
(法人の場合はゴム印等で構いません)

裏面も記入してください

7 協議の種別

種別	<input type="checkbox"/> 建築に伴う拡幅整備	
	<input type="checkbox"/> 路線別拡幅整備（路線単位の後退整備）	整備期間 年間
	<input type="checkbox"/> 任意の拡幅整備（建築確認申請を伴わずに後退整備する場合）	

8 拡幅整備の種別

凡例【区整備：区が拡幅工事を行う 自主整備（自費整備含む）：申請者が拡幅工事を行う】

	種別	維持管理	後退用地整備工事	隅切り用地整備工事
<input type="checkbox"/> 公道	<input type="checkbox"/> 寄付（境界確定済の場合）	区	<input type="checkbox"/> 区整備 <input type="checkbox"/> 自主整備	<input type="checkbox"/> 区整備 <input type="checkbox"/> 自主整備
	<input type="checkbox"/> 無償使用承諾（同上）		<input type="checkbox"/> 区整備 <input type="checkbox"/> 自主整備	<input type="checkbox"/> 区整備 <input type="checkbox"/> 自主整備
	<input type="checkbox"/> 自主整備（境界未確定の場合）	申請者等	自主整備	自主整備
<input type="checkbox"/> 私道	<input type="checkbox"/> 区へ整備委託（10cm超）	申請者等	区整備	区整備
	<input type="checkbox"/> 自主整備		自主整備	自主整備

注意 「狭あい道路の拡幅整備に関する条例第19条各号（下記9①～④）のいずれかに該当する」、「私道で未舗装又は後退幅員10cm以下」、「境界未確定」の場合は自主整備となります。

9 区整備の適用除外で自費（自主）整備となる場合

条例第19条各号（下記①～④）のいずれかに	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
<input type="checkbox"/> ①建築主が公共的団体 <input type="checkbox"/> ②建築主が大企業 <input type="checkbox"/> ③開発行為 <input type="checkbox"/> ④住環境整備条例の適用	

10 後退用地の区域

別添の図面（配置図等）のとおり（現況道路の区分と幅員・後退幅員・面積等を記入）

11 後退用地の保全

後退用地については、一般交通に支障のないよう保全します。

12 都税事務所への情報提供（固定資産税非課税申告は土地所有者が行う必要があります。）

目黒区が拡幅工事を行う場合は、都税事務所へ協議書・案内図・配置図の情報提供をすることができます。

拡幅整備後に情報提供を 希望する 希望しない

【申請者と土地所有者が異なる場合又は他に関係権利者がある場合は下の欄に承諾を得てください。】

この協議書の内容を確認した上で承諾します。

令和 年 月 日

土地所有者等関係権利者 住所：
(自書)

ふりがな
氏名：

電話：